

審 査 基 準

令和6年10月1日作成

法 令 名	災害対策基本法施行令
根 拠 条 項	第33条第2項
処 分 の 概 要	災害発生前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）	東京都公安委員会
法 令 の 定 め	災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審 査 基 準	車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が災害対策基本法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間	30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	警視庁本部（交通規制課）及び警察署（交通課）
問 合 せ 先	交通部交通規制課規制実施係
備 考	